

# 令和8年度SNS活用による青森県DX総合窓口PR業務 仕様書（案）

## 1 委託業務の目的及び概要

本県産業のDXを推進することを目的として開設している「青森県DX総合窓口」を周知するとともに、利用者の増加に資することを目的として、主に県内の30代～40代の中小企業経営者又は管理者若しくはそれに準じる者（以下「メインターゲット」という。）に対し、SNSを通じて「青森県DX総合窓口」が行う支援<sup>※</sup>に関する情報を定期的に配信する。

※事業者のDX推進のためのオンラインセミナー（DX入門セミナー）、「青森県DX総合窓口」による個別相談等の施策をいう。

## 2 業務内容等

### (1) SNSアカウントの作成

- ・「青森県DX総合窓口」が行う支援に関する情報を定期的に配信するためのSNS（LINE、YouTube、Instagram、TikTok等。以下「SNS」という。）アカウントを作成する。
- ・使用するSNSは、上記に掲げるものを参考に、受注者において本目的に資するものを選択する。また、使用するSNSの種類に関する制限は設けない。
- ・SNSアカウントは本目的においてのみ用いるものとする。

### (2) 配信内容（コンテンツ）の制作

#### ア 制作本数

- ・「DX入門セミナー」に関する内容：3本以上
- ・「青森県DX総合窓口」に関する内容：1本以上

#### イ 内容

- ・発注者と協議し、「青森県DX総合窓口」にメインターゲットの関心を惹きつける、デザイン性を有し、かつインパクトのあるコンテンツ（静止画（1～2枚程度を想定））を制作する。なお、配信に係る必要な情報は発注者から提供する。また、静止画に代えて、契約金額の範囲内において動画（複数の静止画をつなぎ合わせて作成するムービーを含む。）を制作することは妨げない。
- ・「DX入門セミナー」に関する今年度8月以降の開催概要（仮）は以下のとおり。

回次	開催時期	開催概要（仮）
1	8月下旬	・生成AIの安全な活用方法（機密情報の取り扱い等） ・プロンプト事例
2	9月下旬	・生成AIツールとクラウド連携 ・AI導入以前にやるべきこと（データ整理、標準化等）
3	10月下旬	生成AIの活用時におけるセキュリティ対策
4	11月中旬	AIエージェントの比較、活用方法

5	12月中旬	6回目のセミナーにつながる内容のもの
6	1月中旬	県内企業のDX事例の紹介

- ・コンテンツはスマートフォンでの閲覧を想定して作成すること。
- ・冬期間にインプレッション及びクリック数が伸びるようなコンテンツを制作する。
- ・制作するコンテンツと「青森県DX総合窓口」ポータルサイトへのリンクは必須とする。
- ・コンテンツの制作に当たっては、下記（４）の視聴状況等を踏まえ、発注者と協議し、「青森県DX総合窓口」の周知及び利用者の増加に資するものとする。

### （３）配信期間

- ・（２）で制作したコンテンツを選択したSNSにおいて配信する。
- ・配信期間は「DX入門セミナー」が（２）で制作したコンテンツの属する回次に係る開催時期の直近1か月間、「青森県DX総合窓口」は冬期間内（R9.1～2月）の1か月間とし、合計の配信期間は委託期間のうち暦月で4か月以上の期間とする。ただし、契約金額の範囲内において本仕様で示した期間を上回る配信を行うことは妨げない。

### （４）視聴状況等に係る定期的な県への報告

- ・上記（３）の情報配信に対するインプレッション及びクリック数について、毎月末の状況を年代及び居住地ごとに取りまとめ、翌月15日（報告日が県の休日にあたる場合は翌営業日）までに発注者に報告する。

### （５）課題等の報告

- ・本委託業務を通じて明らかとなった課題等を整理し、業務実施結果報告の際に発注者に報告する。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

## 4 対象経費

- （１）実施に係る経費（SNSアカウントの取得、コンテンツの制作に要する経費、通信運搬費、印刷・製本費 等）
- （２）委託業務に従事する者の人件費
- （３）一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）
- （４）その他、委託業務の実施に必要と認められる経費。ただし、次の経費は対象外とする。
  - ・備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品及びソフトウェア）

の取得費

- ・施設・設備の設置費、改修費

## 5 成果品

- (1) 業務完了報告書
- (2) 上記2の制作物
- (3) 上記2の制作物の電子データ（PDF ファイルおよびイラストレーター用 ai データ）
- (4) 上記2のSNSでの情報配信の実績及び配信期間全体を通じたインプレッション及びクリック数の年代及び居住地ごとの状況の分析結果に関する報告書
- (5) 上記2の課題等に関する報告書

## 6 納品場所

青森県総合政策部DX推進課（県庁南棟3階）

## 7 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 本委託業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

## 8 その他、契約に付帯する事項

- (1) 本委託業務の実施に当たっては、県と十分な協議を経て行うこと。
- (2) 受注者は、本委託業務が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (3) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託業務の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。